平成２９年（フ）第２３６５号
神奈川県海老名市中新田４丁目22番９号
破産者　ユーズアトリエ株式会社
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７５号
静岡県富士市中之郷3181番地の10
破産者　有限会社サント工業
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第８１１号
千葉県八千代市八千代台東１丁目15番地　京成サンコーポ111号
破産者　株式会社クアトロ
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４６０号
神戸市北区鈴蘭台西町３丁目11番28号
破産者　有限会社神港ロジス
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８２５号
神戸市中央区港島中町６丁目２番地の１
破産者　有限会社藤井デザイン事務所
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３１号
岡山県井原市井原町1678番地９
破産者　株式会社レジンテック
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１７３号
鹿児島県鹿児島市下荒田３丁目６番12号　神園ハイツ103号
破産者　坂上　哲郎
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２４９号
北海道旭川市東７条３丁目２番11号　アーバンライフビル２Ｆ
破産者　株式会社まなびや
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４９２号
神奈川県平塚市四之宮７丁目３番１号
破産者　株式会社ブレスト
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５５８号
神奈川県茅ヶ崎市下町屋１丁目10番24号
破産者　有限会社ベストパートナー
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２８８号
神奈川県藤沢市湘南台２丁目１番地の10アリーナ湘南201号室
破産者　エムジークリエイト株式会社
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３８３号
川崎市中原区市ノ坪103番地８
破産者　有限会社トータルクリーン企業
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４４４号
川崎市高津区蟹ケ谷212番地１―201
破産者　株式会社精工電気
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５６８号
川崎市川崎区中瀬２丁目２番１号
破産者　八州防錆株式会社
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５８７号
川崎市幸区古市場1779番地28
破産者　アイハラ工業有限会社
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６２２号
川崎市宮前区宮崎２丁目13番１号
破産者　有限会社プランツォ
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８５号
新潟県長岡市三和２丁目10番18号
破産者　株式会社ミクロ技研
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第２９４号
静岡県浜松市天竜区二俣町阿蔵304番地の１ＫＡＷＡＳＨＩＭＡアパート２―Ｄ、前住所静岡県浜松市天竜区二俣町二俣1534番地の５
破産者　株式会社心晴
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第７５号
三重県名張市梅が丘北３番町164番地
破産者　國嶋　香織
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第３０号
三重県尾鷲市須賀利町185番地
破産者　濱　　完也
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２９年（フ）第７７号
岡山市北区奥田２丁目２番６号　404、旧住所岡山市北区野田３丁目２番16号
破産者　原田由美子
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３３６号
岡山市南区築港新町２丁目29番11号ラ・セーヌ築港新町101、旧住所岡山市南区福富中２丁目７番46号　101
破産者　難波　彰浩
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部